

こども庁の設置を求める意見書

少子高齢化が深刻な我が国において、子どもたちの健やかな成長発達を力強くサポートしていくことの重要性がかつてなく高まっており、国、都道府県、市町村が強力に連携して取り組む課題である。

地方行政の現場では、子ども・子育てに関する様々な相談や要望が住民から日々寄せられている。妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は国と連携しつつ尽力しているが、国の一元的な窓口が存在しないため、十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースもある。また、現状では、類似制度であっても所管官庁が異なった場合、複数の基準があったり、複数の手続きが必要になったりする場合がある。さらには、必要な施策を進める上で、財政的な制約も深刻である。

現在報道されている「こども庁」設置は、まさにこれらの諸課題の解決に資するものとする。

よって、国においては、子ども政策の充実を図るため、早急に次の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 専任の大臣の下で、強い権限を持って子ども・子育てに関する施策を一元的に所管する「こども庁」を設置すること。また、設置に際しては、自治体の意見を聴くこと。
- 2 支援策を検討する際は、類似制度間では基準や手続を統一するとともに、自治体間での格差が生じないよう、「こども庁」が主導して国、都道府県、市町村の連携体制を構築すること。また、他省庁との調整が必要な場合は「こども庁」がワンストップ窓口となり自治体との調整を行うこと。
- 3 自治体の子ども施策を充実させるため、人材確保支援・財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日

岐阜県養老町議会議長 北倉 義博

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(規制改革)、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、国家公安委員会委員長